

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年12月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年1月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 渡池地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 坂下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 杉の端地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 胴々渚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 渡池北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 安西荒地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 道端地区	〃